

令和5年度（2023年度）対面による授業実施のガイドライン

Ver.2 2023.3.29（副学長（教育学生担当）裁定）

対面による授業を実施するにあたり、コロナウイルス感染防止対策として、ガイドラインを以下に定める。

1. 講義室等の収容定員について

授業形態に関わらず、講義室等には収容定員まで収容可とする。

ただし、ディスカッションや会話等を頻繁に行う授業については、会話する学生間の距離を適度に保つこと。

なお、学部・研究科において、事情によりガイドラインより厳しい条件を設定する場合は、事前に副学長（教育学生担当）に申請のうえ、許可を得ること。

2. 感染防止のための遵守事項について

実施に当たっては、以下の項目を遵守し、感染防止に努めること。

（1）講義室等では、換気設備を活用しつつ可能な限り窓を開放して室内の換気を行い、窓の開放ができない場合は、授業の中間（30分から45分を目安）に小休憩を設けて換気をすること。

また、講義室等の換気量確認のため、適宜CO₂モニターを設置し活用すること。

※ 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時）を確保するため、CO₂濃度を概ね1,000ppm以下に維持することが望ましい（令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）。

（2）授業担当教員及び受講する学生は、授業開始前及び終了後は手指消毒を行うこと。ただし、アルコール過敏症の者がいることに留意すること。

（3）授業担当教員は、各自の健康状態に注意を払うために「健康観察表」を記録するよう学生に指導すること。

なお、マスクについては、着用を求めないことが基本となっているが、ディスカッションや会話等を行う授業、実験・実習など状況に応じて、各学部・研究科等が着用を推奨することは差し支えない。

3. 代替措置等について

授業担当教員及び各学部・研究科長は、以下の場合において、適切に対応すること。

（1）授業担当教員

次に該当する学生に対しては遠隔授業など、適切な代替措置をとること。

また、①に該当する学生を対面授業に出席させないこと。

- ① 本学が定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する注意喚起について」により自宅待機となった者
- ・体調不良の場合（発熱等の風邪症状が見られる時や急な嗅覚・味覚障害を自覚した場合）
 - ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった場合
 - ・新型コロナウイルス感染者の接触者としてPCR検査（抗原検査含む）を受ける（受けた）場合

- 感染の疑いがあり新型コロナウイルス検査の対象となった者（検査対象者）と濃厚接触があった場合
 - 新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ② 基礎疾患等やむを得ない理由により感染を懸念して対面授業に出席できない者
 - ③ 政府の水際対策措置により渡日できない外国人留学生
- その他、学部・研究科から上記以外に特別な配慮を要する学生について要請があった場合は、可能な限り適切な措置をとること。

(2) 各学部・研究科長

次に該当する学生に対しては、副学長（教育学生担当）に報告のうえ、授業担当教員への周知及び授業の履修等に関してサポートし、適切な代替措置をとること。

なお、①に該当する学生に対しては、対面授業に対する不安の解消をできるだけ図ること。

- ① 基礎疾患等やむを得ない理由により、感染を懸念して対面授業に出席できない者
- ② 政府の水際対策措置により渡日できない外国人留学生